

令和6年4月11日
(2024年)

保護者の皆様

吹田市立吹田東小学校
校長 三宅 友子

台風・地震等における安全対策について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標題の件ですが、児童の安全確保のため、学校では以下のように対応していますので、あらためてお知らせいたします。ご家庭での対処をよろしく願います。

記

〔台風〕（暴風警報）（大雨特別警報）

1. 午前7時現在、吹田市に『暴風警報』または『大雨特別警報』が発令されている場合は、児童の登校を見合わせ、自宅にて待機させてください。
2. 午前9時現在で『暴風警報』または『大雨特別警報』が解除されていない場合は、臨時休業とします。
3. 午前9時までに『暴風警報』と『大雨特別警報』が解除された場合は、通学路に気をつけて、すみやかに登校させてください。
◇集団登校ができない場合は、安全のため、できるだけ近所誘い合って、複数で登校するようにしてください。
4. 午前7時以降、及び、児童が在校中に『暴風警報』や『大雨特別警報』が発令された場合は、集団下校させるなど、児童の安全のために必要な措置を講じますので、気象情報にご注意ください。
5. 『大雨警報・洪水警報』の場合は、原則として学校は休業しません。

(普段通りです。)

※ 台風に限らず、『暴風警報』や『大雨特別警報』にご注意ください。

〔地震〕

◎震度5弱以上の大規模地震（余震）

○吹田市の「地震災害対策要領」は、以下のようになっています。

発生時期	児童への対応
登校前	・学校は 臨時休業日 の措置とし、保護者の管理下におく。
登校途上	・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させ後、原則として速やかに登校させること。
在校時	・安全な場所へ避難誘導させ、保護・監督に当たる。 ・校舎内及び校区周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、保護者に引き渡すまでは責任を持って保護・監督を継続する。
下校途上	・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、可能な限り速やかに帰宅させ、保護者の管理に任せる事を基本とする。

◎震度5弱未満の地震（余震）

○原則として、臨時休業日としない。

※ 吹田市の「地震災害対策要領」は原則的、基本的な動きです。大規模地震の場合、発生時期やいる場所によって臨機応変さが求められます。

普段からご家庭でも「どこに避難するのか」「どこで待ち合わせをするのか」など、話し合っておいてください。

また、**在校中の災害発生時は、できる限り早めのお迎えをお願いします。**